

18歳選挙権を考える

―主権者教育とは、
どうつくる？どうみるか？

さまざまな角度から

「主権者」を育てる教育を

18歳選挙権が実施されたのを契機に学校教育で主権者を育てる教育―「主権者教育」のあり方について論議されています。文科省は主権者教育を進めるために副読本を配布し、学校現場での取り組みを指導しています。

国や地方自治体の在り方、施策を決める「権利」をもつ者は国民、市町村民であり、その意識を育てるための教育が主権者教育の柱です。選挙権を行使する権利―投票は、主権者の権利の一部であり、地域や学校現場で日常的な生活の中で主権者としての自覚、意識を育てるためにどのような取り組みを行うべきかが今問われています。現場での実践、問題意識を共有するため今号で特集を企画しました。

主権者教育の内容で重要なことは以下のような実践と言えます。

1 主権者教育の柱は日本国憲法に書かれ

ている条文そのものを学ぶこと、そして憲

法3原則―国民主権、基本的人権、平和主義が定められた歴史的経過、必然性を学ぶことです。投票行動を含めて社会を構成する一人として様々な場面で求められる選択、判断の座標軸として憲法三原則を身に着けることです。

2 地域、学校での日常生活で多様な意見を出し合い、互いに尊重し、自分たちで合意を形成し、物事に取り組む―「民主的社会的のマナー」を学ぶことです。学校生活の中では行事、学級・HR活動、生徒会活動、部活動などで教職員や大人たちのアドバイスを受けながら自分たちの問題は自分たちで解決する―参加と共同の学校づくりを進めることです。

「競争と管理」は主権者を育てる教育とは相反するものと言えます。

3 子どもの発達段階に即した「政治教育」

―社会で大きな問題となっていることを客観的な資料と活発な議論を組織して「のびのび」と話し合う、子どもたちが自分の問題として意見を持つことができる機会を保障することです。

生まれたときに私たちがもっていないかったもので、大人になって必要なものはすべて教育によって与えられる（ルソー「エミール」）。戦前の天皇制軍国主義では「天皇・国のために死ぬ」ことは尊いこととされ、その意識を植え付けることが学校教育でなされました。

どのような「生き方」を子どもたちに教えるかのひとつが「主権者として生きる」教育です。今の社会が抱える問題―貧困と格差、集団的自衛権と安保法制、TPP、沖縄の基地、非正規労働、奨学金問題など―は自分自身の生活に関わることを話し合うことが大切です。そして、現場での実践を積み重ねて「人間によって意図的に作られた社会は人間によって変えられないはずはない。」ことを伝えることが求められています。

（編集部）